

魚沼市立すもんこども園運営規程

(施設の目的)

第1条 魚沼市が設置する魚沼市立すもんこども園（以下「当園」という。）が認定こども園として行う教育・保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「園児」という。）に対し、適正な教育・保育を提供するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(名称等)

第2条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 魚沼市立すもんこども園
- (2) 所在地 新潟県魚沼市須原 4546 番地 1

(運営の方針)

第3条 当園は、教育・保育を必要とする子どもを日々受け入れ、良質な水準かつ適切な内容の教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、教育・保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。
- 3 当園は、園児の属する家庭及び地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て支援を行うよう努める。
- 4 当園は、新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成18年新潟県条例第67号。以下「県基準条例」という。）及び魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年魚沼市条例第31号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

(利用定員)

第4条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第69号。以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（3歳以上児で次号に該当するものを除く。以下「1号認定子ども」という。） 30人
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 30人
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定こ

- ども」という。)のうち、満1歳以上の子ども 20人
(4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 5人

(提供する教育・保育の内容)

第5条 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)、法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領(平成20年告示)、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領(平成26年告示)、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育(法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。)支給認定を受けた保護者(以下「支給認定保護者」という。)に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量(法第20条第3号に規定する保育必要量をいう。以下同じ。)の範囲内において教育・保育を提供する。
- (2) 延長保育
2号認定子ども及び3号認定子どもについてやむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、園児に対し、第9条第1号に規定する開所時間の範囲内において、延長保育を提供する。
- (3) 預かり保育
1号認定子どもについてやむを得ない理由により、支給認定における教育標準時間の範囲を超えて保育を必要とする場合は、園児に対し、第9条第2号に規定する範囲内において、預かり保育を提供する。
- (4) 送迎
園バスによる送迎を行う(ただし、希望者に限る。)
- (5) 食事の提供
- (6) その他保育に係る行事等
- (7) 一時預かり

(子育て支援)

第6条 当園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

2 当園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- (1) 子育て広場の開設
- (2) 育児相談の開設
- (3) その他子育て支援のPR

(職員の職種、員数及び職務内容)

第7条 当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、県基準条例で定める配置基準以上で、かつ魚沼市で教育・保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(1) 園長 1人

園長は、教育・保育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副園長 1人

副園長は、園長を補佐し、園長不在のときは、その業務を代行する。

(3) 主任保育教諭 2人

主任保育教諭は、副参事保育教諭を補佐するとともに、園児の教育・保育をつかさどり、支給認定保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育教諭を統括する。

(4) 保育教諭 2人

保育教諭は、主任保育教諭を補佐するとともに、園児の教育・保育をつかさどり、保育計画の立案や支給認定保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動を行う。

(5) 非常勤保育教諭 7人

非常勤保育教諭は、保育教諭を補佐するとともに、保育計画の立案や支給認定保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動を行う。

(6) 主任調理師 1人

主任調理師は、献立に基づく給食業務及び食育に関する活動を行う。

(7) 非常勤調理師 1人

非常勤調理師は、主任調理師を補佐し、献立に基づく給食業務及び食育に関する活動を行う。

(8) 庁務員 1人

庁務員は、当園の雑務全般を行う。

(9) 学校医 1人

学校医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談、指導を行う。

(10) 学校歯科医 1人

学校歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び支給認定保護者への相談、指導を行う。

(学年及び学期)

第8条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月15日まで

第2学期 8月16日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育・保育を提供する日)

第9条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日まで、1月2日及び1月3日を除く。

2 1号認定こどもへの教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

- (1) 土曜日
- (2) 年度始休業日 5日以内
- (3) 夏期休業日 10日以内
- (4) 冬期休業日 10日以内
- (5) 年度末休業日 7日以内

3 園長は、園務の運営上特に必要があると認めるときは、休業日を授業日とし、授業日を休業日とすることができる。

(教育・保育を提供する時間)

第10条 当園の開園時間及び教育・保育提供時間は次のとおりとする。

(1) 開園時間

当園が定める開所時間は、前条に定める日の午前7時から午後7時までとする。

(2) 教育標準時間認定に関する教育時間

月～金 午前8時30分から午後3時30分までとする。

ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、教育時間終了後、午後6時までの範囲内で、預かり保育を提供する。

(3) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

午前7時から午後6時までの範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開所時間の範囲内で、延長保育を提供する。

(4) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、

開所時間の範囲内で、延長保育を提供する。

(利用料その他の費用等)

第 11 条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、魚沼市へ支払うものとする。

2 当園は、第 1 項に定めるもののほか、支給認定保護者の同意を得て、当園の教育・保育において提供する便宜に要する費用について実費徴収するものとする。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第 12 条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

2 当園の利用開始にあつては、必要な事項を記載した書面により、当該園児の支給認定保護者とその内容を確認する。

3 当園の園児が次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 1 条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。

(2) 支給認定保護者から利用の取消しの申出があつたとき。

(3) 市町村がこども園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(苦情への対応)

第 13 条 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、次の措置を講ずるものとする。

(1) 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講ずる。

(2) 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査し、必要な改善を行う。

(3) 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 当園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、学校医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、魚沼市及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を

速やかに行う。

(非常災害対策)

第 15 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 16 条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員の研修の受講
- (4) その他虐待防止のための必要な措置

2 当園は、職員又は支給認定保護者等による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合には、速やかに、これを魚沼市に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。